

薬生食輸発0813第2号
令和2年8月13日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

「令和2年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について
(中国産赤とうがらしのパクロブトラゾール、ねぎのチアメトキサム及びばれいしょのハロキシホップ、米国産セロリのビフェントリン並びにベトナム産冬瓜のメタラキシル及びメフェノキサム)

標記については、令和2年3月30日付け薬生食輸発0330第2号(最終改正:令和2年7月31日付け薬生食輸発0731第2号)(以下「モニタリング通知」という。)に基づき実施しているところである。

今般、過去1年間の検査実績を踏まえ、中国産赤とうがらしのパクロブトラゾール及びねぎのチアメトキサム(製造者、製造所、輸出者及び包装者がOCEAN FOODS CO.,LTD及びANQIU JINDONG FRUITS AND VEGETABLES CO.,LTDのものに限る。)並びに米国産セロリのビフェントリンについてモニタリング通知の別表第3から削除することとし、ベトナム産冬瓜のメタラキシル及びメフェノキサムについてモニタリング通知の別表第2及び第3から削除することとした。

また、中国産ばれいしょのハロキシホップについて、検査命令の対象としたことから、モニタリング通知の別表第2及び第3から削除したので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしく願います。